

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会会議録

1 会議の名称	富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会
2 開催日時	平成 24 年 9 月 14 日 (金) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分
3 開催場所	市役所本庁舎 1 階 大会議室
4 審議等事項	(1) 要援護者安心ネットワーク支援計画 (改正案) について (2) 要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展開について (3) 津波・高潮ハザードマップについて
5 出席者名	(委員) [出席委員] 平野和夫 永田武憲 関谷康男 小柴貞雄 磯部健一 鹿島嘉高 石井輝之 深津幸三 渡邊明美 宮本良則 磯貝昭一 鹿島弘巳 正司富夫 高橋進一 [欠席委員] 高橋正義 小泉とき (事務局) 健康福祉部社会福祉課：須山課長 刈込係長 太田主任主事 総務部防災課：在原主幹 以上 4 人
6 公開又は 非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第 23 条に該当 (理由)
8 傍聴人数	0 人 (定員 10 人)
9 所管課	健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係 電話 80-1258
10 会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

発 言 者	発 言 内 容
刈込係長	<p>会議の前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>[会議資料の確認]</p> <p>本日は、公私ともにお忙しい中、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から「富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会」をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、本日、小泉とき委員、高橋正義委員の計2名が、都合により欠席されておりますが、会議につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第13条第2項の規定により、委員の過半数の出席をいただいていることから、会議は成立することを申し添えます。</p> <p>会議に入ります前に、ご報告申し上げます。</p> <p>本協議会につきましては、富津市情報公開条例第23条の規定により、会議を公開することとなっておりますことから、録音をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元に配布しております会議次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本協議会の委員につきましては、資料1の9ページをご覧ください。</p> <p>本来であれば委員の皆様をご紹介すべきところではありますが、本年度に入って変わられた委員さんのみをご紹介させていただきます。</p> <p>住民代表、関谷康男委員。地区社会福祉協議会代表、鹿島嘉高委員。高齢者代表、深津幸三委員。障害者関係者代表、渡邊明美委員。警察署代表、宮本良則委員。関係部局職員、鹿島弘巳委員。同じく関係部局職員、高橋進一委員。</p> <p>なお、委員の任期につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第11条の規定により、3年間となっておりますが、前任者の残任期間となりますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>つづきまして、佐久間市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	皆さん、おはようございます。

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、日頃から要援護者の関係で大変お世話になっております。

要援護者安心ネットワーク事業を開始した理由の一つは警察から孤独死という死亡事由が多くなってきたという話がありました。これは、事件なのか事故なのかが非常にわかりにくいそうです。そのため、一人暮らしの方、あるいは体の悪い方に対し日頃から声かけをし、安全を確保することが重要だろう。また、災害が発生した時には、自分がまず第一ですが、そういう方を優先的に安全に避難させることが必要だろうということで、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業を立ち上げたわけでございます。

この事業は、地区社会福祉協議会、民生委員、区長、それぞれの皆様の力をいただきながら、それぞれの地区で活動していただいております。現在、登録者が約2,000人ということで、多いか少ないかというのはわかりかねるところですが、本当に助けが必要な方をしっかりと見極めて、要援護者としてまだ登録されていない人を見つけることが、この事業の課題だろうと私は考えます。

いろいろ話しを聞いていく中で、一つお話しさせていただきたいと思います。その方は普段は家族と暮らしています。ただ、昼間は家族全員が勤めに出ていて自分一人になってしまう。そうすると、いざという時に非常に不安だという方がいらっしゃいました。そういう方を支援者が承知していれば、いざという時に声をかけていただき、誘導していただくこともできるでしょう。ですから、本当に助けが必要な人を見つけ出していくことが必要ではないかと考えます。

本協議会の皆様方には、こういった事案を、それぞれの地区にお話しいただければ幸いです。災害の時に一人でも犠牲にならないように、そして普段から隣近所の力を使って、体の具合の悪い方等に安心して生活ができるように、皆様方の力を加えていただければ幸いです。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

<p>刈込係長</p>	<p>恐れ入りますが、市長につきましては、この後所用がございますので、退席させていただきます。</p> <p>[市長退席]</p> <p>それでは、本協議会の議事進行につきましては、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則第 12 条第 2 項の規定により、副市長が会長となり、同規則第 13 条第 1 項の規定により会長が議長となることとなっております。</p> <p>会長であります副市長、会議の進行をお願いいたします。</p>
<p>副市長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>副市長の平野でございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、様々な分野で市政運営に対しまして、多大なご支援ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>ご承知のように、昨年 3 月 11 日に東北地方を中心に大地震が発生し、大津波が発生したわけでございます。そういう状況の中で、今年の 4 月には千葉県が津波浸水予想図を発表しました。これは、館山市でおよそ 10 メートルということでした。</p> <p>また、今年の 8 月 29 日に内閣府が、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、千葉県では震度 4～5 強の揺れ、最大津波高は館山市でおよそ 11 メートル、津波による死者数は 1,600 人と発表されました。人的被害については、情報の伝達、早期避難により減らすとされていますので、この要援護者安心ネットワーク支援事業をさらに推進していく必要があると考えております。</p> <p>富津市でも現在、震災時の津波への対策について、急務に検討を進めているところです。本会議でも浸水区域に何名くらいおられるのかということも調べさせていただきましたが、その中で本当に動けなくて助けが必要な方が何人おられるのか。また、どういう援助の仕方があるのかということを検討していかなければなりません。</p> <p>当初の平成 21 年度にスタートした時にはこういう事案がありませんでした。今回は議事の中にもありますように計画の内容を変えさせていただいて、より現実に合っているものにしていきたいと考えてお</p>

	<p>ります。</p> <p>その中で、市全体、委員の皆様、また区をはじめとする皆様方と行政が一体となり、ご理解とご協力をいただかないとこの事業はうまく推進していかない状況となっております。私ども担当といたしましても知恵を絞り、皆様のご協力を得ながら、この事業を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>また、最初は孤独死といったことからスタートしたわけですが、現在は日常での見回りなど仕事が多岐に渡ってしまっているという状況でございます。そういう中で、皆様とお話しをしながら少しでも各自の負担が軽減できるような施策がとれればと考えております。</p> <p>本日会議を開催いたしますが、皆様方の変わらぬご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はよろしく申し上げます。</p> <p>さて、この会議につきましては、私が議長ということでございますので、座らせていただきます。</p> <p>早速ですが、会議に入らせていただきます。</p> <p>本日の会議につきましては、次第に基づきまして進めさせていただきますが、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出していただきたいと思っております。いかがいたしましょうか。</p> <p>議長一任</p> <p>それでは、議長一任ということですので、私の方からご指名させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、民生委員代表の小柴委員と、社会福祉協議会代表の磯部委員に議事録署名人をお願いいたします。</p> <p>次に、次第3の報告ということで、「富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則の改正について」事務局から報告をお願いします。</p>
鹿島委員	
副市長	

須山課長	<p>それでは、次第3にあります「富津市要援護者安心ネットワーク支援事業実施規則の改正について」をご説明させていただきます。</p> <p>資料1の7ページに新旧対照表がございます。資料1の1ページと7ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>第2条の改正部分ですが、本改正は外国人登録法が廃止されまして、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるために改正するものです。今までは外国人につきましては、外国人登録法により登録されておりました。また、日本住民につきましては、住民基本台帳法により登録されておりました。今回は、この外国人登録につきまして、住民基本台帳法により適用対象とするという改正でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
副市長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ご承知のように外国人登録法が廃止となり、そのための改正でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、ご質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>ご質疑も特に無いようですので、報告につきましては、このとおりとさせていただきます。</p> <p>つづきまして、議題1「要援護者安心ネットワーク支援計画（改正案）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
須山課長	<p>[議題1・資料2「富津市要援護者安心ネットワーク支援計画(改正案)」により事務局説明]</p>
副市長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>多岐にわたっての改正でございますが、ただいまの説明に対してご質疑ございますでしょうか。</p>
渡邊委員	<p>11ページの要援護者支援情報の把握方法にありますケースワーカーの支援についてですが、前回まではホームヘルパーとケースワーカー</p>

	<p>一が支援をするというかたちを、今後はケースワーカーだけということになっていますが、職員の人数は足りているのでしょうか。</p>
須山課長	<p>今まであまりこの支援チームの要請が無かったので、わからない部分もあります。それにしましても、市職員としてのホームヘルパーという職が無くなったことに伴いまして、それに代わる職といたしますと、やはり生活保護、障がい、介護関係のケースワーカーと連携、協議した中でチームとして対応するようなかたちで考えております。</p>
副市長	<p>行政で支援をするという流れの中ですが、現在、市にはホームヘルパーという職がございませんので、ケースワーカーを中心に検討していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。</p>
渡邊委員	<p>これからは、ケースワーカーを通して障がい者がいろいろな活動をしていくというかたちになってきているので、ケースワーカーの仕事が増えてしまうのではないかと感じたところです。</p>
副市長	<p>過去に事例が無いということですが、これからは出てくることもありますし、そういう意見があったということで、事務局で対応を考えていかなければならないと思います。</p> <p>前回から見直しているのは、当初スタートした時に皆様の大変さがよくわかりました。行政でできるところは行政が行った中で、地域の方々と勉強しながらやっていければと考えております。</p> <p>今回の大幅な改正については、内容が設立時のものですので、現在は実際に動き出していることから、現在のかたちに変えていきたいというのが大きな理由でございます。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p>
鹿島委員	<p>前から疑問に思っていたことがありまして、当初は市から名簿をいただいで、地区ごとに担当を決めて把握をしていました。民生委員が一人ひとり回って、支援を必要とするかを聞いていました。</p> <p>その後については、65歳の人に対して市から手紙を出してその返</p>

<p>須山課長</p>	<p>事があまり返ってきていないというのが現状のようです。はじめのように、民生委員に名簿を出していただいて、区ごとに回れば確実ではないかと思えます。</p> <p>ただいまのご指摘について、お答えさせていただきます。</p> <p>市から直接送っているものについての申請の状況をお話しさせていただきます。</p> <p>平成 23 年度につきましては、929 名に発送し、162 名が申請されております。本年度につきましては、659 名発送しておりますが、本日現在の申請状況は 29 名でございます。</p> <p>支援を求めたいと申請が上がってくるわけですが、今後さらに広報ふつつ等で啓発していかなければと考えております。あくまでも強制ではないという中で、申請をしていただいた方の登録状況となっております。</p>
<p>副市長</p>	<p>対象者に対して、「私は加入しません」というような回答を返信してもらおうという考えはどうでしょうか。</p>
<p>須山課長</p>	<p>そのようなかたちで対応できるかどうか、今後検討してまいります。</p>
<p>小柴委員</p>	<p>民生委員の中でも、65 歳以上になった方がどこにどのくらいいるのかという情報をいただきたいという希望が出ております。はじめの頃は名簿をいただいて民生委員で回ったのですが、その後は手持ちがありません。</p> <p>民生委員は、自分の担当地区を自分で回りながら、こういう所にこういう人がいるということを確認している部分もあります。ですから、民生委員としては、一人暮らしの方などを見て回るということを基本にやっているわけですので、名簿が出てくるということを期待しています。</p>
<p>副市長</p>	<p>過去に名簿を出したという経緯があるということですから、それに</p>



小柴委員	<p>ついて、事務局はどう考えていますか。</p> <p>今年については、659名に出して29名しか返ってきていないわけですから、これはいくら待っても半分返ってくるというのは考えられないと思います。しかし、民生委員はこの半分以上は掴んでいると思います。</p> <p>ただ、それよりも行政でこういう方に手紙を出しましたということで、名簿を出していただければありがたいと思います。</p>
副市長	<p>事務局と協議いたしますので、申し訳ありませんが、ここで暫時休憩させていただきます。</p> <p>[休憩]</p>
副市長	<p>それでは、会議を再開させていただきます。</p> <p>事務局の考えをお願いします。</p>
須山課長	<p>それでは、お答えさせていただきます。</p> <p>65歳の新規到達者の方につきましては、小柴民生委員さんからの話しにもありましたとおり、民生委員会議において、事務局からお話しをさせていただきたいと思います。</p> <p>やっていただける民生委員さんに対しましては、名簿を配付させていただきたいと考えております。また、手紙を出した上で、現時点では登録を希望しない人の情報についても、併せて報告させていただきたいと思います。これについては、今後の民生委員会議で、事務局からお話しをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
正司委員	<p>担当部長をしております正司と申します。</p> <p>ただいまの皆様方のご意見につきましては、今後参考にさせていただきたいと思いますが、十分検討させていただくということと、関係者の方々には、これからいろいろなかたちでお願いをしてみたいと考えております。</p>

	<p>本日のこの会議の中で決定するという事は、難しい面もございます。再度、事務局でも十分検討し、関係者の方々にもご説明してご理解をいただくように努力し、皆様のご意見に沿えるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
副市長	<p>他には何かございませんか。</p>
磯貝委員	<p>資料の28ページに、自主防災組織が55地区組織されていると記載されておりますが、本当に55地区でいいのか、再度事務局に確認していただきたいと思っております。</p>
在原主幹	<p>防災課の在原則と申します。</p> <p>この自主防災組織の数につきましては、少し複雑になっております。現在、行政区は107地区ございまして、ここに記載されております組織数は55地区となっておりますが、組織されている行政区の数は54地区でございます。</p> <p>これは、詳しく説明しますと竹岡第1区におきまして、海岸部と天羽マリーナヒルという自治会があります。ここで、1地区2組織がございまして、全体では54地区55組織という表示が正しい数字になります。</p>
副市長	<p>他にございませんか。</p> <p>他には特に質疑もないようですので、議題1について採決いたします。</p> <p>要援護者安心ネットワーク支援計画（改正案）について、賛成の方は挙手願います。</p>
委員全員	<p>[挙手]</p>
副市長	<p>挙手、全員でございます。</p> <p>よって、議題1「要援護者安心ネットワーク支援計画（改正案）について」は、原案のとおり可決されました。</p>

須山課長	<p>それでは、「案」を消してください。</p> <p>次に、議題 2「要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展開について」事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展開についてご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、今までの経過等も含めまして、ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>富津市要援護者安心ネットワーク支援事業の概要ですが、資料 2 の 1 ページの背景にありますように、一人暮らし高齢者や障がい者などのいわゆる要援護者は、地域との関係が希薄になりがちになり、孤独死をはじめとして様々なトラブルに見舞われる危険性が高くなります。また、大規模な地震や異常気象による豪雨災害などが各地で発生しており、これらの災害により最も影響を受けやすいのは、この要援護者と呼ばれる人たちとなっています。</p> <p>本市では、行政や関係団体だけでなく、地域住民同士の共助・支え合いを基本として、平常時での声かけや安否確認等の見守り支援、富津市地域防災計画との連携を図りながら、災害時における要援護者への情報伝達や避難誘導支援に関するネットワーク支援体制の強化を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して推進しています。</p> <p>概要ですが、平成 19 年度から富津市要援護者安心ネットワーク支援計画の検討がスタートいたしまして、平成 21 年 6 月より 11 地区の地区社会福祉協議会による要援護者の平常時での声かけ安否確認等の支援事業を開始いたしました。市から提供される支援リストにより支援計画を作成し、対象者宅を訪問していただき、要援護者の状況を把握した中で、状況の変化及び登録カードの内容等に変更があった場合には支援連絡票が提出され、登録台帳の修正を行っております。また、それに伴いまして新しい支援リストを提供しております。併せて、登録者本人には安心カードも再度作成し、交付しております。</p> <p>次に、災害時要援護者支援事業ですが、市から支援リストを提供し</p>
------	--

ております。災害が発生した場合に、各区や消防団、もしくは自主防災組織に支援を必要とする方々の避難所への避難誘導や安否確認などを行っていただくこととしております。

次に、資料3をご覧くださいと思います。

富津市要援護者安心ネットワーク支援事業登録者数についてご説明申し上げます。平成24年7月末現在の要援護者の登録者数ですが、全体で2,079人、うち平常時支援希望者数が813人、災害時支援希望者数が2,075人となっております。

内訳といたしましては、一人暮らし高齢者766人、高齢者のみの世帯1,003人、介護認定者75人、障がい者228人、その他7人となっております。全体の登録者数は平成23年度末2,093人と比較しますと14人、約0.6%の減となっております。

なお、平成24年8月に659名の新規対象者につきまして登録のご案内を郵送し、地区社会協議会等にもご協力をいただいているところです。

しかしながら、地域支援者の登録につきましては、4割強の人が決まっていない状況となっております。この地域支援者をすべて確保できるよう関係団体等に協力をお願いしてまいります。

今後の事業展開につきましては、昨年の東日本大震災以降、津波避難に重点を置いた避難計画の見直しが必要となり、市内に海拔表示板が設置されました。日頃から、居住地の海拔を確認し、要援護者に登録してある方でも「登録してあるから安心、支援者登録してある人が助けに来てくれるだろう。」という意識では、緊急時の災害に巻き込まれてしまいます。健常者は自助・自分で逃げていただき、可能であれば共助に参加していただきたいと考えております。

地域支援者は、共助・地域住民同士での支え合いの精神に基づき支援いただくものです。したがって、緊急災害時の支援につきましても、法的な責任や義務を課すものではありません。あくまでも、ボランティアの精神に基づいて協力していただきたいと思います。

市内には平成24年7月末現在の要援護者登録数2,079人中、自力で避難することができない方が、383人確認されております。

8月31日にはフィリピンでの地震により、津波注意報が発令され

ました。現在、津波ハザードマップを防災課にて作成中ですが、平成24年4月に千葉県が発表した津波浸水予想図を参考に、津波の発生した場合に影響を受ける予想範囲の中に、要援護者に登録している方を調査いたしました。

お手元の資料4をご覧いただきたいと思います。

浸水深80cm以上の区域に要援護者として登録されている方が490人おります。内訳といたしましては、富津地区142人、大佐和地区109人、天羽地区239人でございます。

その中に自力で避難できない方が82人おります。内訳といたしましては、富津地区24人、大佐和地区17人、天羽地区41人でございます。

これらの方たちの避難誘導支援につきましては、防災課や協議会委員の皆様方と協議いたしまして、決めてまいりたいと思います。

また、38ヶ所の避難所は風水害時の対応でありまして、津波・高潮時における避難所ではないため、防災課と連携しまして、避難所の選定を行っております。

要援護者安心ネットワーク支援事業開始から3年が経過しており、災害時支援希望者につきましては、登録内容等に変更が生じていることもあろうかと考えられます。今後、個別に登録内容及び返信用封筒を同封しまして、変更等があれば修正又は追加記入をしてもらうことで、より正確な内容を登録してまいりたいと考えております。併せて地域支援者の登録の推進を図ってまいります。

また、緊急時に迅速な処置や搬送のために役立つように、支援情報、氏名や緊急連絡先、かかりつけ医院・薬等を記入した用紙を格納するための筒を配付し、これを冷蔵庫に保管していただくということで、今後進めてまいります。

日頃から、災害に備え防災に対する意識を根付かせ、まずは自助、自分の身をいかにして守るかという住民一人ひとりの危機管理意識を啓発し、次に共助、地域におけるネットワークづくり、消防団等との連携、避難訓練を実施し、最後に公助、行政の支援により地域の安心・安全体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、要援護者安心ネットワーク支援事業の現状と今後の事業展

副市長	<p>開についてのご説明を終わらせていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対してご質疑ございませんか。</p> <p>この前の津波のように、いつ何が起こるかわからないという状況の中で、いろいろなご意見を事務局に対してお話しをしていただいて、対応できるものは対応していきたいと考えております。</p> <p>今までの安心カードは、見やすい所に置いてくださいとじていましたが、その人がどこかにしまいこんでしまうと、どこにあるのかわからないという状況でございました。</p> <p>今回、要援護者の登録をしていただいた方には、筒を配付しまして、冷蔵庫の一角に入れておいてもらえれば、例えば救急車が来たときに冷蔵庫を開ければ、どこの病院にかかっているかや、どういう薬を飲んでいるかなどがわかり、本人のためにもなると思いますので、これを配っていきたいと考えております。</p>
渡邊委員	<p>電柱に海拔表示を示してありますが、その事について質問です。私は富津市富津に住んでいますので、このマップを見ると水浸しになってしまいます。</p> <p>これは住民であればわかるのですが、富津岬には、外からの観光で来ているお客様もたくさんいます。ここまで行ったら安全だというような表示が示してあると、表示の利用方法がいいのではないかと思います。</p>
副市長	<p>今のお話しにつきましては、大変申し訳ありませんが、次の議題の津波・高潮ハザードマップについてで、お答えさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、この件につきましては、ご説明申し上げましたとおり、事業を展開していくものといたします。</p> <p>次に、議題3「津波・高潮ハザードマップについて」事務局より説明を求めます。</p>

<p>在原主幹</p>	<p>総務部防災課の在原と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>「津波・高潮ハザードマップについて」をご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料5「津波・高潮ハザードマップについて」の1ページをご覧くださいと存じます。</p> <p>先程のご質問については、説明の後にお話しをさせていただきます。</p> <p>現在、富津市では、津波・高潮ハザードマップを作成しております。</p> <p>作成の目的としては、昨年、東日本大震災での津波は、富津市にも来襲し、住家被害の発生や多くの方が避難されております。</p> <p>千葉県は、県内での津波による犠牲者の発生などにより、津波浸水予測図を見直し、津波警報を聞いた場合、どこまで避難したらよいかなど、具体的な避難行動につながる予測図を作成しました。</p> <p>富津市では、この予測図に基づき、津波や高潮に対する危険度、避難場所及び避難の判断に資する情報を住民に提供し、津波や高潮による人的被害の軽減及び円滑かつ迅速な避難を図るために、現在、作成をしているものでございます。</p> <p>ハザードマップの概要についてですが、千葉県が本年4月25日に発表した津波浸水予測図や過去の津波・高潮災害の実績に基づき、津波・高潮による被害が想定される区域とその程度、具体的には、過去に千葉県が津波に襲われた1703年の元禄地震による津波の浸水想定地域や最大級の津波による浸水想定地域、また、高潮危険地域などを色分けし、避難場所などを地図に表示する予定でございます。</p> <p>記載事項についてですが、概要と一部重複いたしますが、①として、津波・高潮災害の実績。②として、津波・高潮浸水想定地域。③として、避難場所、避難方向。④として、避難や津波・高潮に関する情報。⑤として、防災関連情報などを記載する予定でございます。</p> <p>図面案といたしましては、2ページを参照していただきたいと存じます。この図は、千葉県津波浸水予測図の富津市における最大の浸水予測になります。図面は、市内沿岸部を4区分した図面で、縮尺は、12,500分の1、図面のサイズは、A1版で841mm×594mmを予定して</p>
-------------	---

	<p>おります。</p> <p>1ページをご覧いただきたいと思います。配布時期についてですが、平成24年12月に全戸配布を予定しております。本年9月現在では、素案の検討を行っている状況であります。なお、このハザードマップにつきましては、印刷物の他に富津市ホームページにも掲載を予定しております。</p> <p>つづきまして、先程ご質問がありました件についてお答えさせていただきます。</p> <p>現在、市内沿岸部の幹線道路を中心に約200ヶ所の電柱に表示を行っております。ご意見のありましたとおり、観光客の皆様に対しまして、どこに避難したらいいのかわかりにくいという意見がありました。現在富津地区には、この津波に対する避難対策といたしまして、今年の3月には潮干狩り場からの避難方法等を示したものを置いており、現在も設置しております。</p> <p>しかしながら、緊急的に設置したものですから、わかりにくいというご意見もいただいているところでございます。この避難の誘導標識ですが、これは今後の検討課題としてご意見をお伺いさせていただきましたので、防災課といたしましては、親切でわかり易い表示を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。</p>
副市長	事務局の説明が終わりました。
	ただいまの説明に対してご質疑はございませんか。
渡邊委員	もし今後、検討会議等を開催される際には、ぜひ地元がよくわかる人が入っていてほしいと思っています。
副市長	当然地元の方の意見も聞かないと、机上の空論になってしまう危険性がありますので、地元の方のいろいろな指導を受けながらやっていかなければならないと思っております。
	また、民間の施設で高い建物であれば、契約した上で避難させていただく。また、学校でも校舎を利用するなど現在検討中ですので、早



く進めていかなければならないものですが、もう少しお待ちいただければと思います。

他にご意見等ございませんか。

現在、災害が市民の皆様が一番の関心事となっておりますので、安全安心のためのキーワードは、津波にどう対応していくかということだと思います。これは、市民全体の考えの基にやっていかなければならないことから、一日でも早く安心できるような計画や方法が見い出せればと思っております。これは、皆様方のご尽力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

他に無いようでしたら、この津波・高潮ハザードマップについての議題を終わらせていただきます。

本日の議題は、全て終了いたしました。

また、一つPRですが、安全安心メールをご存じでしょうか。

これは携帯電話に登録をしておく、防災無線の情報が携帯電話にメールで配信されるというものです。これは、情報を得るのに大変良い手段となっておりますので、地域に戻ってお話しいただき、ご活用していただければと思います。

事務局からは何かありますか。

刈込係長

現在、65歳の新規対象者に対して、市からお手紙を出していることについて、回収率が悪いというお話がありました。これについては、まだ登録の無い方で、もう既に65歳を過ぎてしまっている方に対しまして、民生委員や地区社会福祉協議会、区長さんにご尽力いただきながら、登録を啓発していきたいと考えております。

今後もしろいろな会議に参加させていただき、お話しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

副市長

委員の皆様からは、何かございませんか。

	<p>無いようでございますので、委員の皆様には長時間にわたりまして、慎重審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会を閉じさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>[会議終了]</p>
--	---

上記会議の記録が、実際の会議の内容と相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 24 年 10 月 26 日

富津市要援護者安心ネットワーク支援協議会

署名委員 小柴 貞雄

署名委員 磯部 健一